第十条第一項中「第四十条第四項第四号」を「第四十八条第四項第四号」に、「第四十一条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、「同じ。）」の下に「及び第五十条第四項第三号（法第五十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第四十条第四項第四号」を「第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号」を「第四十八条第四項第四号」に改め、同条第四項中「第四十八条第四項第四号」を「第四十九条第四項第四号及び第五十条第四項第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第十一条　法第四十一条第一項第三号の政令で定める基準は、第五条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）にあっては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。）にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二　広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第五条　法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「第九条第十一項」を「第九条第十四項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十号中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「第九条第十一項」を「第九条第十四項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第五条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号及び第四十三条第四号中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改める。

第二百二十四条の二第五号及び第二百二十四条の九第三号中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

2　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の八第十九項第二号イ(2)及び第三十九条の五第二十項第二号イ(2)中「第十条第一項第二号」を「第十二条第一項第二号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十二号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十六年十二月一日とする。ただし、同法第四条の規定の施行期日は、この政令の公布の日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文

電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十三号

電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三